

写

15消安第6398号  
平成16年2月26日

各都道府県知事  
独立行政法人肥飼料検査所理事長

殿

農林水産省消費・安全局長

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について

牛のせき柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、平成16年1月15日農林水産省告示第70号（特殊肥料等の指定の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第71号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第72号（特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第73号（肥料取締法施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件）及び平成16年1月15日農林水産省告示第74号（肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）（以下「改正告示」という。）が公布され、5月1日から施行されることとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知されるとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力を願いする。

また、これに併せて次に掲げる通知の一部を別紙1から3までの新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、周知徹底方よろしくお願いする。

- 1 「複合肥料の登録申請書の記載方法について」（昭和32年11月20日付け32農経局第3019号農林省農林経済局長通知）
- 2 「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」（昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- 3 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）

## 記

### 第1 改正の趣旨

背根神経節を含む牛のせき柱については「特定危険部位に相当する対応を講じることが適當」との食品健康影響評価の結果が、平成15年11月21日に食品安全委員会より示されたところである。

現在、肥料については、特定部位（牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項に規定する特定部位をいう。以下同じ。）についてはと畜場における焼却が義務付けられていることを前提として、牛海綿状脳症のまん延防止を図るためのリスク管理措置を講じている。

しかしながら、牛のせき柱については、これまでの特定部位と異なり、と畜場での焼却が義務付けられていないことから、牛のせき柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置を講じる必要がある。

このため、肥料について、肥料の原料に牛のせき柱及び死亡牛に由来するものを含むことを禁止し、これらが含まれていない製造工程で製造されることについての農林水産大臣の確認制度の導入等を行うこととし、昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定。以下「特殊肥料指定告示」という。）、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件。以下「公定規格告示」という。）、平成12年8月31日農林水産省告示第1163号（特殊肥料の品質表示基準）、昭和59年3月16日農林水産省告示第698号（肥料取締法施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件）及び昭和59年3月16日農林水産省告示第700号（肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）について所要の改正を行ったものである。

### 第2 改正の概要

1 蒸製骨及び肉かすで粉末にしないもの並びに骨炭粉末、骨灰、にかわかす及びたい肥については、牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を除く。以下同じ。）を原料とする場合にあっては、牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。

以下同じ（図参照）。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「せき柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限り、特殊肥料とすることとされた。

- 2 副産窒素肥料、液体りん酸肥料、副産りん酸肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角骨粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料、熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、吸着複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、家庭園芸用複合肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料並びに水産副産物発酵肥料の公定規格として、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであることが追加された。
- 3 たい肥の品質表示基準として、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料については、その旨を記載することとされた。
- 4 登録申請書に生産工程の概要の記載を要する普通肥料の種類として、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角骨粉、乾血及びその粉末、生骨粉並びに蒸製骨粉を追加することとされた。
- 5 せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された肥料を含む普通肥料については、保証票に原料の種類として、当該肥料を記載することとされた。

### 第3 農林水産大臣の確認について

#### 1 対象となる肥料について

##### （1）農林水産大臣の確認を受ける製造工程について

肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を原料とする肥料の製造工程は、特殊肥料指定告示の1の（イ）若しくは（ロ）又は公定規格告示の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）から（3）までの表若しくは12の表に規定する農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）の対象から除かれている。

なお、牛の肉及び臓器のうち、食肉加工場等の食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さを原料

とする肥料の製造工程は、大臣確認を要することとなる。

(2) 大臣確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料について

大臣確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造業者は、大臣確認を受けた工程で製造された肥料の製造事業場から、大臣確認を受けた工程で製造され、別紙の(2)で定める肥料原料供給管理票が携行されている牛の部位を原料とする肥料のみを受け入れる場合に限り、大臣確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造工程については、大臣確認を要さないものとする。

(3) 牛の部位を原料とする肥料の輸入について

牛の部位を原料とする肥料の輸入業者は、当該肥料の輸入に当たっては、原料に特定部位及びせき柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写し（以下「輸出国証明書」という。）を特殊肥料の輸入業者届出書、普通肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書に添付するものとする。

また、輸入した牛の部位を原料とする肥料を肥料の製造業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

なお、肥料の輸入業者は、輸出国証明書を確認することのほか、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等の関係法令に照らし、輸入する肥料が輸入可能なものであることを確認するものとする。

(4) と畜場法第14条の検査を経ていない牛について

牛の部位を原料とする肥料の製造工程にその部位が混合されではならないとされている「と畜場法第14条の検査を経ていない牛」とは、農家でへい死した牛など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経ていない牛をいう。このような牛は、頭部、せき柱等の特定部位を完全に除去することが困難であり、また、せき柱も含まれることから、肥料の原料として利用することを禁止したものである。

## 2 製造工程の確認手続について

(1) 大臣確認（第3の3に規定する変更の確認を除く。）を受けようとする

牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、別記様式第1号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して確認申請を行うものとする。

(2) (1)の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が別紙の牛

の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。

（3）大臣確認を受けた牛の部位を原料とする肥料の製造業者（以下「確認製造業者」という。）は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、（2）の通知に係る確認書（以下「確認書」という。）をセンターを経由して返納させるものとする。

### 3 製造工程の変更確認の手続について

#### （1）製造工程の変更

ア 確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、センターを経由して変更確認申請を行うものとする。

イ アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。

ウ 確認製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、確認書をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

#### （2）製造基準への不適合に伴う確認書の返納

確認製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るとともに、確認書を返納するものとする。

#### （3）その他の変更

確認製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

### 第4 製造設備の故障等についての対応

確認製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに牛の部位を原料とする肥料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターを経由して農林水産大臣に報告するものとする。

## 第5 特殊肥料の生産業者の届出について

確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程により牛の部位を原料とする特殊肥料を製造する事業場にあっては牛の部位を原料とする肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあっては大臣確認を受けた製造工程により原料となる肥料を製造する事業場から製品に対して携行される肥料原料供給管理票の写し又は原料となる肥料の輸出国証明書を、それぞれ肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条第1項に規定する特殊肥料の生産業者の届出の際に提出するものとする。

なお、牛の部位を原料とする特殊肥料は、平成16年5月1日以降、大臣確認を受けた工程により製造された肥料以外の肥料は特殊肥料指定告示で指定する特殊肥料に該当しなくなることから、生産することはできない。

## 第6 普通肥料の登録申請等について

確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程により牛の部位を原料とする普通肥料を製造する事業場にあっては牛の部位を原料とする肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあっては大臣確認を受けた製造工程により製造された原料となる肥料を製造する事業場により製品に対して携行される肥料原料供給管理票の写し又は原料となる肥料の輸出国証明書を、それぞれ肥料取締法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は肥料取締法第12条第1項若しくは第2項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請の際に提出するものとする。

なお、牛の部位を原料とする普通肥料は、平成16年5月1日以降、大臣確認を受けた工程により製造されたものでない場合は、生産の登録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新はできない。

## 第7 肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は肥料の登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書における生産工程の概要の記載について

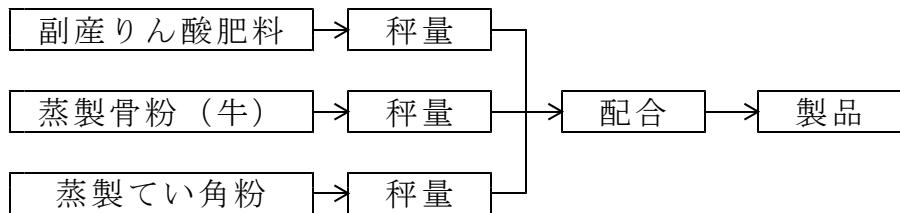
牛の部位を原料とする普通肥料の製造業者は、普通肥料の登録若しくは仮登録を申請し、又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新を申請する場合、その申請書に記載する生産工程の概要において、確認製造業者の氏名又は名称及び事業場の名称等を次の記載例により記載することとする。

### 1 大臣確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合



備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程においてせき柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

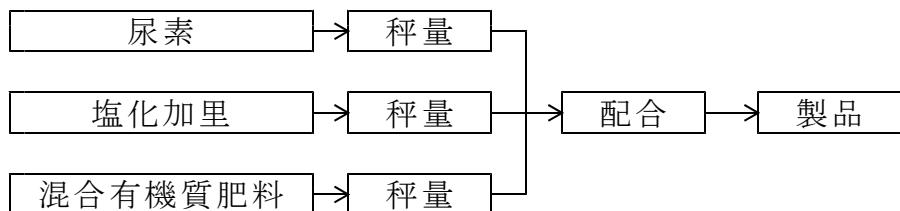
2 輸入された副産りん酸肥料及び大臣確認を受けた工程により製造された蒸製骨粉を原料として配合肥料を製造する場合



備考：1 副産りん酸肥料は、原料に牛の特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及びせき柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

2 蒸製骨粉は、○会社○事業場で製造されたものである。（○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社○事業場は、製造工程においてせき柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

3 大臣確認を受けた工程により製造された蒸製骨粉を原料とする混合有機質肥料を原料とする配合肥料を製造する場合



備考：混合有機質肥料は、○会社○事業場で製造された蒸製骨粉（○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社○事業場は、製造工程においてせき柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）を原料とするものである。

## 第8 普通肥料の保証票の記載について

牛の部位を原料とする指定配合肥料及び窒素全量を保証した普通肥料については、牛への誤用・流用の防止に万全を期す必要があることから、原料の種類の記載において、動物かす粉末類及び骨粉質類については、当該統合表示名称の次に〈 〉を付し、該当するすべての種類を記載するよう努めるものとする。

また、動物かす粉末類及び骨粉質類については、その原料に用いられる牛の部位を原料とする肥料の保証票又は供給管理票に由来する動物種が記載されている場合は、次の記載例により、備考欄に牛、豚、鶏等由来する動物種を記載することができるものとする。

(配合原料) 又は (窒素全量を保証又は含有する原料)  
尿素、骨粉質類〈蒸製骨粉〉、動物かす粉末類〈肉かす粉末〉  
備考：1 ○○の大きい順である。  
2 〈 〉内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。  
3 蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。  
4 肉かす粉末は、豚に由来するものである。

## 第9 帳簿の備付けについて

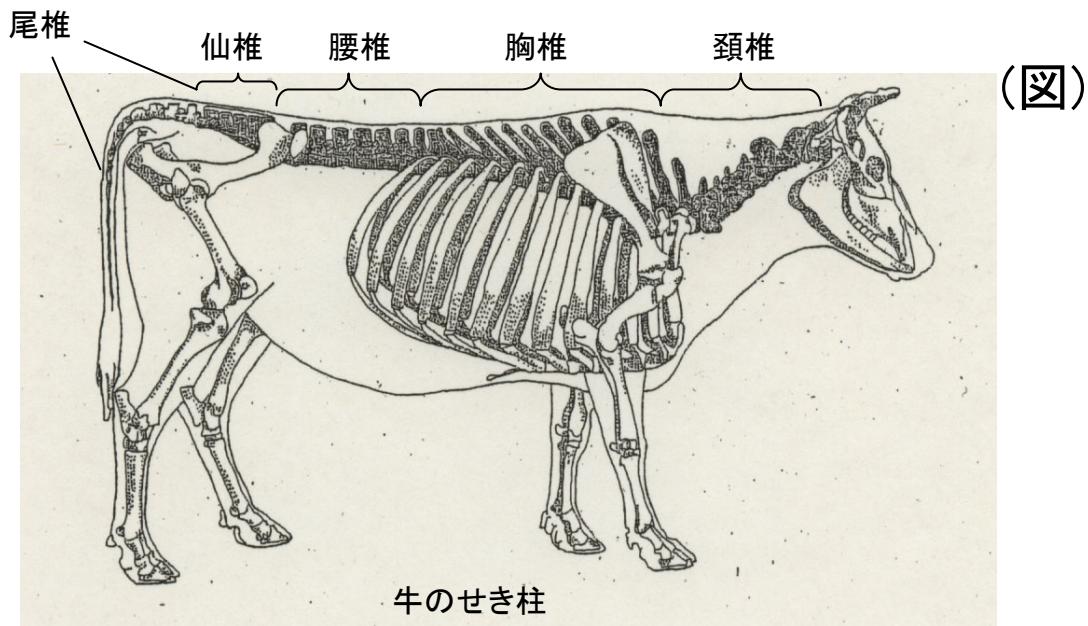
牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、肥料取締法第27条第1項の規定に基づき事業場ごとに備え付ける帳簿に、牛の部位である原料の収集先の一覧表を備え付けるものとする。

## 第10 施行期日等

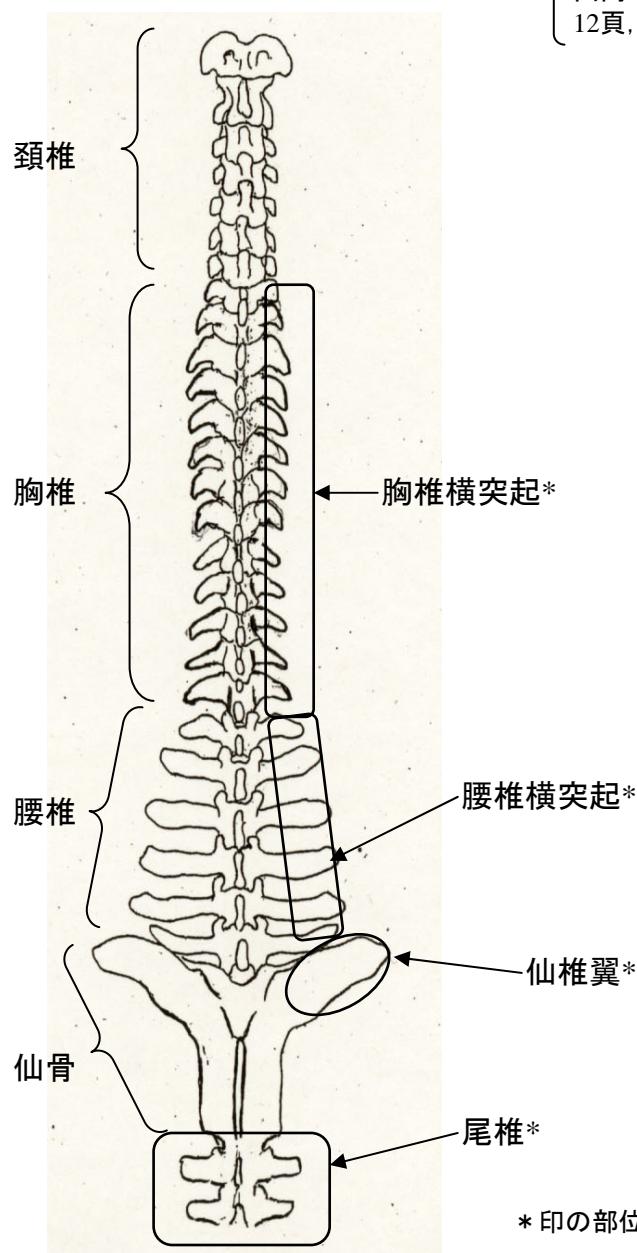
- 1 改正告示は、平成16年5月1日から施行することとされた。
- 2 大臣確認については、施行期日前においても行うことができることとされた。

なお、施行期日前の大臣確認については、①施行期日において大臣確認を受けていない工程で製造された普通肥料及び特殊肥料は、登録若しくは仮登録の有効期間を更新し、又は生産することができないこと、②他方、確認申請から大臣確認までの間には現地調査が必要であるなど所要の日数を要すること、③この場合の所要の日数について業者間で不公平が生じることをできるだけ避ける必要があることから、現地調査等の手続を計画的に進める必要がある。このため、平成16年4月中旬を目途にその時点で現地調査が可能

な事業場について一斉に現地調査を行い、不十分な事業場における製造工程については、再度、現地調査を行うこととするので、御了知いただくとともに、早期に確認申請をされるよう御協力いただきたい。



〔山内昭二(1980):牛病学  
12頁, 改編〕



\*印の部位は規制対象外

牛のせき柱模式図(背側)

## 牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準

### 1 原料受入れに係る基準

#### (1) 収集先

肥料の原料として用いる牛の部位は、別添の「牛の部位を原料とする肥料の製造業者による原料収集先の確認基準」(以下「確認基準」という。)の要件を満たす原料収集先からの原料であって原料供給管理票が携行されたもの又は(4)②及び③の契約を締結した者からのもののみを受け入れること。

#### (2) 原料の輸送

確認基準を満たして輸送された原料のみを受け入れること。

#### (3) 原料受入時の品質管理

原料受入時に、受入れ原料にせき柱及び死亡牛(以下「せき柱等」という。)が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、せき柱等を取り扱わない原料収集先等であって、(4)②及び③の契約を締結したものからの原料であることを確認し、帳簿に記載すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は8年間保存すること。

#### (4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかる者と①又は②及び③を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確實に履行されていることを確認すること。

① 原料収集先等は、確認基準を満たすこと。

② 原料収集先等は、せき柱等を受け入れないこと。

③ 原料収集先等は、牛の部位を原料とする肥料の製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が牛の部位を原料とする肥料の製造業者に同行できることを認めること。

### 2 製造に係る基準

#### (1) 製造方法

確認を受ける牛の部位を原料とする肥料の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、牛の部位を原料とする肥料の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものを混入しないようにすること。

さらに、牛の部位を原料とする肥料の製造に用いる器材は専用化すること。

#### (2) 製造記録

牛の部位を原料とする肥料の製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。また、記録については8年間保存すること。

### 3 製品出荷に係る基準

- (1) 牛の部位を原料とする肥料の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造されたものが混入しないようにすること。
- (2) 牛の部位を原料とする肥料を肥料の製造業者に出荷する場合は、肥料原料供給管理票を作成し、製品に対して携行すること。また、製品の出荷後、牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、当該肥料が遅滞なく肥料の製造業者に確実に入荷されたことを確認するとともに、肥料の製造業者から回付された肥料原料供給管理票を8年間保存すること。
- (3) 牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記載すること。また、記録については、8年間保存すること。

### 4 製品輸送に係る基準

牛の部位を原料とする肥料は専用の輸送容器を用いて輸送すること。

### 5 製造・品質管理者

牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、製造・品質管理者を設置し、原料の受入れから製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質を実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、保存すること。

## 牛の部位を原料とする肥料の製造業者による原料収集先の確認基準

### 1 原料となる牛の部位を扱う事業場

- (1) 原料となる牛の部位（以下「副産物原料」という。）は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位及び牛のせき柱（以下「せき柱」という。）と分別されていること。
- (2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、せき柱が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (3) せき柱の脱骨が行われている場合は、せき柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該特定の場所の作業上容易にせき柱を投入できる位置にせき柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、せき柱はその容器で保管されていること。
- (4) 副産物原料にせき柱が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、せき柱が混入していないことを（7）の確認責任者により確認した上で、原料供給管理票が発行されること。
- (6) 副産物原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が携行されていること。なお、副産物原料を入れる容器は、せき柱を入れる容器と共用しないこととし、副産物原料とせき柱を混載して出荷する場合は、せき柱専用の気密容器を用い、当該容器にせき柱が入っている旨が明示されていること。
- (7) (1) から (6) までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認・記録されていること。
- (8) (1) から (7) までが確実に実施されている副産物原料を出荷すること。

### 2 副産物原料の輸送

- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器がせき柱を入れる容器と共用されておらず、せき柱が混入しないように輸送されていること。
- (2) せき柱の輸送に当たっては、せき柱が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。
- (3) 輸送車には、原料供給管理票が携行されていること。

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物原料の供給業者の氏名 又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町  確認責任者の職名・氏名
事業場の名称及び住所	○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目
供給する原料の種類	牛せき柱除外済み牛副産物
出荷年月日	平成○年○月○日
出荷数量	○○ k g

(注) 供給する原料の種類については、牛せき柱が含まれないこと、具体的な由来動物について明記する。

(肥料原料供給管理票の記載例)

肥料原料供給管理票	
牛の部位を原料とする肥料原料供給業者の氏名又は名称及び住所	××株式会社 東京都××区××町 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	××株式会社××工場 ××県××市××丁目
供給する牛の部位を原料とする肥料の種類	蒸製骨粉
供給する牛の部位を原料とする肥料の名称	25蒸製骨粉
出荷年月日	平成○年○月○日
荷姿、出荷数量	○○kg TB袋、2袋 計 ○○kg
受入年月日	平成○年○月○日
荷姿、入荷数量	○○kg TB袋、2袋 計 ○○kg
肥料の製造業者の氏名又は名称及び住所	△△肥料株式会社 東京都△△区△△町 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意

太字上段は、牛の部位を原料とする肥料の供給業者が記入すること。  
太字下段は、肥料の製造業者が記入すること。

別記様式第1号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記の事業場における製造工程について、

〔昭和25年6月20日農林省告示第177号 (特殊肥料等の指定) の1の  
(イ) 又は (ロ)  
昭和61年2月22日農林水産省告示第284号 (肥料取締法に基づき普通  
肥料の公定規格を定める等の件) の1の(2)の表、2の(2)の表、4の(1)  
若しくは(2)の表、5の(1)から(3)までの表又は12の表〕  
の規定による確認を求める。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類

備考： 1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 原料収集先の一覧表 (別添)
  - (2) 原料収集先と締結した契約書の写し
  - (3) 製造工程の図面 (と畜場法 (昭和28年法律第114号) 第14条の  
検査を経ていない牛の部位又は牛のせき柱を処理する工程を併設してい  
る等の場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された  
平面図を含むこと。)
- 2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(別添)

## 原料収集先の一覧表

確認申請業者名及び事業場の名称 \_\_\_\_\_

確認申請業者連絡先（電話番号）\_\_\_\_\_

業種	業者名及び事業場の名称	事業場の住所	備考

(注)

- 1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認申請業者名及び事業場の名称」及び「確認申請業者連絡先」は、2枚目以降には記載不要。
- 2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食品製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載。
- 3 備考欄には、当該原料収集先担当部署への電話番号等連絡先を記載。

別記様式第2号

農林水産省指令 消安第 号

○○市○区○町○番地  
○○会社  
代表取締役 ○○ ○○

年 月 日付けて申請のあった下記の事業場における製造工程については、  
〔昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）の1の  
(イ) 又は (ロ)  
昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通  
肥料の公定規格を定める等の件）の1の(2)の表、2の(2)の表、4の(1)  
若しくは(2)の表、5の(1)から(3)までの表又は12の表〕  
の規定により、申請のとおり確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類

年 月 日

農林水産大臣 印

別記様式第3号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり変更したいので、

〔昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）の1の  
(イ) 又は (ロ)  
昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の(2)の表、2の(2)の表、4の(1)若しくは(2)の表、5の(1)から(3)までの表又は12の表  
の規定による確認を求める。〕

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類
- 4 変更する事項
- 5 変更予定年月日

備考： 1 添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。  
2 正本1部及び副本2部を提出すること。

別記様式第4号

農林水産省指令 消安第 号

○○市○区○町○番地  
○○会社  
代表取締役 ○○ ○○

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記の事業場における製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、

〔昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）の1の  
(イ) 又は (ロ)  
昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の(2)の表、2の(2)の表、4の(1)  
若しくは(2)の表、5の(1)から(3)までの表又は12の表〕  
の規定により、申請のとおり確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類

年 月 日

農林水産大臣 印

別記様式第5号

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）第3の3の（2）の規定により牛の部位を原料とする肥料の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類
- 4 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 5 製造基準を満たすことができなくなった時期

別記様式第6号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について (平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知) 第3の3の(3)の規定に基づき、 年 月 日付けで確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更年月日

備考： 1 原料収集先の変更の場合は、添付書類として変更後の原料収集先の一覧 (追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。) 等変更する事項を記載した書類を添付すること。  
2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(参考)

1 普通肥料（汚泥肥料等を除く。）の生産業者保証票の記載例

## 生産業者保証票

登録番号 生第〇〇〇〇〇号

肥料の種類 化成肥料

肥料の名称 有機入り高度複合肥料1号

保証成分量 (%)

窒素全量 15.0

内アンモニア性窒素 12.0

りん酸全量 15.0

カリ全量 15.0

原料の種類

(窒素全量を保証又は含有する原料)

尿素、骨粉質類〈蒸製骨粉〉、動物かす粉末類〈肉かす粉末〉

備考：1 窒素全量の量の割合の大きい順である。

2 〈 〉内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。

3 蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。

4 肉かす粉末は、豚に由来するものである。

(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)

蒸製骨粉

備考：蒸製骨粉は、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

正味重量 20キログラム

生産した年月 平成16年2月

生産業者の氏名又は名称及び住所

〇〇化成株式会社

東京都〇〇市〇〇丁目〇番〇号

生産した事業場の名称及び所在地

〇〇化成株式会社 本社工場

東京都〇〇市〇〇丁目〇番〇号

## 2 汚泥肥料等の生産業者保証票の記載例

### 生産業者保証票

登録番号 生第〇〇〇〇〇号

肥料の種類 混合汚泥肥料

肥料の名称 おでい1号

原料の種類

(原料)

下水汚泥、食品工業汚泥、蒸製骨粉

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 食品工業汚泥及び蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。

(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)

食品工業汚泥、蒸製骨粉

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 食品工業汚泥及び蒸製骨粉は、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

正味重量 20キログラム

生産した年月 平成16年2月

生産業者の氏名又は名称及び住所

〇〇株式会社

東京都〇〇市〇丁目〇番〇号

生産した事業場の名称及び所在地

〇〇株式会社 〇〇工場

東京都〇〇市〇丁目〇番〇号

主要な成分の含有量 (生産した事業場における平均的な測定値)

窒素全量 2.5%

りん酸全量 3.8%

カリ全量 3.0%

炭素窒素比 1.4

### 3 特殊肥料の品質表示の記載例

#### 肥料取締法に基づく表示

肥料の名称 牛ふんたい肥 1 号

肥料の種類 たい肥

届出をした都道府県  
東京都

表示者の氏名又は名称及び住所  
○○畜産センター  
東京都千代田区大手町○丁目○番○号

正味重量 20 キログラム (30 リットル)

生産した年月 平成 16 年 2 月

##### (原料)

牛ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

3 蒸製骨粉は、牛に由来するものである。

4 蒸製骨粉は、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

##### 主要な成分の含有量等

窒素全量 1.5 %

りん酸全量 2.7 %

カリ全量 2.5 %

炭素窒素比 1.4